

総務文教委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和2年3月19日（木曜日）

開 会	午前10時05分
休 憩	午前10時08分
再 開	午前10時12分
休 憩	午前10時13分
再 開	午前10時22分
休 憩	午前10時46分
再 開	午後 1時26分
休 憩	午後 2時49分
再 開	午後 4時09分
休 憩	午後 5時06分
再 開	午後 5時35分
閉 会	午後 5時46分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 10人

委員長	高 道 秋 彦
副委員長	松 井 桂 将
委 員	久 保 大 憲
//	上 野 螢
//	舎 川 智 也

委 員	成 田 光 雄
//	横 野 昭
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
庶務課主幹	鳥取 則子

【監査委員事務局】

事務局長	恒川 哲二
参事（事務局次長）	高畠 利明

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	作田 正樹
参事（事務局次長）	荒木 英仁

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	西田 政司
未来戦略企画監	山添 俊之
部次長	砂田 友和
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	渡辺 康裕
法務専門監	福島 武司
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	舟崎 文彦
参事（企画調整課長）	山本 貴俊
参事（情報統計課長）	藤沢 晃
参事（ガラス美術館副館長）	木村 昌弘
参事（ガラス美術館次長）	梅沢 宗仁
行政経営課長	刑部 博規
文書法務課長	大野 満
職員課長	鎌田 泰史
秘書課長	石黒 健一
広報課長	岡本 由紀恵
文化国際課長	堀田 英樹

未来戦略室長	森 俊彦
富山外国語専門学校事務長	中島 志津子
富山ガラス造形研究所事務長	野 恒寿
公文書館長	岡本 繁信
職員研修所長	平井 聖子
企画調整課主幹（調整担当）	開発 則幸

【教育委員会】

事務局長	立花 宗一
事務局次長（総務・社会教育担当）	酒井 秀祐
事務局次長（学校教育担当）	豊田 高久
教育総務課長	光岡 伸一
統合校整備等推進室長	豊島 栄治
学校教育課長	大久保 秀俊
学校保健課長	古川 安代
生涯学習課長	竹井 博文
大沢野教育行政センター所長	中川 忠法
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	山下 浩一
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	飯田 勉
婦中教育行政センター所長	松尾 克己
民俗民芸村管理センター村長	藤田 育寿
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
大沢野生涯学習センター所長	山本 貴英
教育センター所長	桑谷 聡
市民学習センター次長	島崎 幸仁
図書館長	浅野 朋之
科学博物館長	岸 重臣
郷土博物館長	坂森 幹浩
教育総務課主幹（調整担当）	中山 武史
学校教育課主幹	温井 信之
学校施設課長代理	柳瀬 貴嗣

【財務部】

部長	中田 貴保
理事（部次長）	田中 伸浩

理事（税務事務所長）	山本 純一
部次長（税務担当）	池田 太
参事（資産活用担当）	奥沢 靖
参事（管財課長）	杉本 周児
参事（納税課長）	吉武 稔
参事（用地課長）	嘉藤 稔
財政課長	清水 裕樹
契約課長	野嶽 誠司
工事検査課長	牧 雅浩
市民税課長	笠間 信行
資産税課長	秋 俊浩
債権管理対策課長	追分 禎一郎
税務事務所税務課長	加藤 康博
財政課主幹（調整担当）	卜蔵 雄治

【出納課】

会計管理者	太田 泰文
参事（出納課長）	金山 靖

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課主査	大塚 宏明
議事調査課主査	酒井 優
議事調査課主査	金井 沙織

7 会議の概要

委員長 ただいまから、総務文教委員会を開きます。
これより、議会事務局所管分に入ります。
本委員会に付託されました議案及び議決不要
の報告案件はありませんので、この際、何か
質問はありませんか。

久保委員 令和2年度予算案を今、分科会で審査したわ
けですが、最近、調査活動をしている中で、
どうしても当局のことに對して、例えば法的
な視点でどうなのかというアドバイスを頂き
たいなと思ったときに、市の法務専門監は当
然市の当局側の方なので、利益相反である
と言って踏み込んだことには答えられない
ケースが多々あります。
その際に、事前に申請をして調査をしていく
ということも、もちろんそれはそれでいいの
ですが、今後、やはり議会として法務専門監
のような法律の専門家を置くという契機が
出てきているのかなというふうに思っています
ので、来年度はそういった要望がどの程度あ
るのかということ、議会事務局として注視
していただいて、来年度ではなく、さらにそ
の次年度に向けて、必要であれば予算要求を
していただきたいと思います。

このことに関して、議会事務局長の御意見を伺いたいと思います。

議会事務局長 確かに、法令等の解釈ですとか、それにまつわる執行機関の問題点など、たくさんあると思います。

今ほどおっしゃいました法務専門監の利益相反になる部分については、市長の専権事項である財務みたいなものが考えられるわけですが、それ以外のものについては、さほど心配する必要がないという点が1点。

それと、ほかに顧問弁護士という方が2人おりました、この方については市の全般にわたっての相談を受けられますので、利益相反ということはまずあまり考えなくてもいいということがあります。

ただ、それぞれ手続が必要で、急な質問などにはなかなか答えられないということがありますので、今おっしゃった趣旨は事務局としても注視しながら、必要に応じて、また十分検討していきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会議会事務局所管分を
終了いたします。

午前10時08分 休憩

~~~~~

午前10時12分 再開

委員長            これより、総務文教委員会監査委員事務局所  
管分に入ります。  
本委員会に付託されました議案及び議決不要  
の報告案件はありませんので、この際、何か  
質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会監査委員事務局所管  
分を終了いたします。

午前10時13分 休憩

~~~~~

午前10時22分 再開

委員長 これより、総務文教委員会選挙管理委員会事
務局所管分に入ります。

本委員会に付託されました議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

久保委員 昨日の夕方、KNBのニュースを見て大変驚きました。今朝の新聞にも載っていたわけなのですけれども、3年前の市議会議員選挙の収支報告書について、今年になってから新たに提出されたということなのですが、その経緯について説明をお願いします。

選挙管理委員会 それでは、申し上げます。

事務局次長 昨年12月頃、閲覧者より事務局に対しまして、一部候補者に未報告の部分があるのではないかと問いかけがあり、その点につきまして該当の候補者にお伝えいたしました。その際、報告されていないものがあれば報告されるようにお伝えしまして、当該候補者側で確認され、今回の提出に至ったものであります。

久保委員 新たな提出内容一大分あると思うのですが、その内容と金額について、概要を説明してください。

選挙管理委員会
事務局次長

内容といたしましては、費目では家屋費、それから調査費、印刷費、広告費などにつきまして、4名からそれぞれ提出がなされたところでございます。

それぞれの額につきましては一お名前をそのまま申し上げます一赤星候補からは2回ございましたが、総額で123万7,067円、小西候補から50万6,362円、中山候補から47万8,945円、吉田候補から25万5,005円の修正、報告が上がってまいりました。

久保委員

私たちが政治家を志して議員になろうとしたときに、最初に守らないといけないルールというのが公職選挙法であり政治資金規正法であるというふうに思っています。

当然、選挙はルールにのっとって、候補者の皆さんが公明正大に意見を市民の皆さんにぶつけて投票していただくと。それにどんな費用を使ったのかということは、当然ながら候補者になる上で一議員になる以前です。候補者になる以前に当然守らなければならないことだと私は思っています。

その中で、今聞く限り、費目も考えられないような費目で、金額もちょっと、びっくりするような金額なのですけれども、実際の支出

の部分、選挙公営のポスター印刷代を除いた選挙費用の一体何%ぐらいに当たるのか、御説明をお願いします。

選挙管理委員会
事務局次長

それぞれ候補者ごとに申し上げます。
収支報告のポスター印刷分を除いた総額で、今回の報告分の占める割合ということで申し上げますが、赤星候補が88.02%、小西候補が51.68%、中山候補が36.38%、吉田候補が42.23%という割合になってございます。

久保委員

ただただもう残念としか言いようがないのです。88%といたら、選挙にかかった9割近くを報告しなかったと。私はこれは大変な問題だというふうに思います。
これは今、選挙から3年たってからの報告というか、提出ということになりますが、このこと自体は公職選挙法に抵触しないのか、お伺いします。

選挙管理委員会
事務局次長

まず、収支報告書の在り方について先に説明させていただきます。収支報告書の提出につきましては、公職選挙法第189条に出納責任者の責務として、選挙の期日から15日以内に提出しなければならないということで規

定されております。

また、精算届出後になされた寄附や収入、支出などにつきましては、それがなされた日から7日以内にと規定されております。

その中で、収支報告書の受理、それから追完の考え方についてでございますが、所定の様式により当該書類が完備されているかどうかを形式的に審査し、多少不備な点があったとしても受理を拒否することなく、受理後に審査をなし、追完を認めることとして、一応受理することが適当であろう—これは逐条解説に記載されていることでございますが—ということでございます。

3年近く経過した、その後における提出につきましては、特段の明文規定が見当たらない中で、今回の指摘により確認され、あった事実について、報告のため提出されたものであれば、それを受理することになるということでございます。

もしそれが、公職選挙法でいうところの第246条の1号から9号までの各号の規定に違反する事実があれば、法に抵触するものというふうに考えております。

久保委員

当然ながら私も立候補して選挙をやったわけです。出納責任者と意思疎通をしながら、選

挙後に支出があった場合には7日以内というルールを守ろうと—これは当然のことなのですが、それが7日を過ぎてもされず、3年たって指摘をされてから提出なされたと。

法に抵触する可能性があるというふうに、私も今、説明を受けて解釈しましたが、先ほど言われた規定に抵触する場合、これは誰が対象で、どの程度の罰則があるのかお聞かせください。

選挙管理委員会
事務局次長

この規定につきましては、公職選挙法第246条におきまして、選挙運動に関する収入及び支出の規制違反について規定しているものでありますが、当該報告書に虚偽の記入をしたとき、それから報告書もしくはこれに添付すべき書面の提出をせず、またはこれに虚偽の記入をしたとき、選挙管理委員会からの報告もしくは資料の提出を拒み、または虚偽の報告もしくは資料を提出したときなどの行為をした者につきましては、3年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処せられるとされております。

久保委員

委員の皆さんも、これを聞かれてどう思われるかと思うのですが、対象は出納責任者であるということ……

（「出納責任者でございます」と発言する者あり）

久保委員

重要なこととして、虚偽一故意の場合と過失の場合があるかと思えます。

過失と一言に言っても、重過失、つまりちょっと気をつければ予見できて、そういう自体にはならなかつたらろうという、これは重過失ですね。過失というのは、重過失ほど明確ではないけれども、ミスが生じたということなのだろうと私なりに解釈しています。

一部報道の中で、記載ミスがあったということは、自民党会派の議員も言われたわけなのですが、人がやるものですから、例えば日付を間違えたとか、領収書が1枚抜けていたと、例えばこの程度であれば過失の範囲であり、適切に収支報告書を訂正されればそれでいいのだろうと思えますけれども、9割にも上る、もしくは選挙で当たり前に使う、誰もが分かっているような選挙費用を計上しないというのは、個人的には悪質なのではないかなと。ただ、選挙管理委員会の皆さんは、それを判断する立場にはないと思えますので、これは市民の皆さんにしっかりと判断をしていただいて一私は政治家を志す上で、あつてはならないことだというふうに思っています。

ちなみに、この提出が3年かかった理由について、選挙管理委員会は当事者から何かお聞きになっていることはありますか。

選挙管理委員会
事務局次長 直接具体的にということではございませんが、今回の提出に当たり、提出された方の受け答え、それから対応の中で、報告に当たったの認識不足による勘違いだったものという印象を受けているところでございます。

久保委員 ここですよ。認識不足で、勘違いで、僕らはそれが許されるのですか。選挙というルールを守っていく側の立場として、これはもう何とも言えない、言葉を選ばないとしゃべられないというくらいに大変なことだと思っています。

これが認識できないのだったら、選挙に立候補する資格はないと私は思いますし、その選挙を経て議員になっておられる方がいらっしゃるのだとしたら、しっかりと襟を正して進退を考えていただかないといけないなというふうに私は思うのです。

選挙をやっていると、候補者が、例えば電気代を支払ったりとか家屋費を支払ったりすることもあります。契約者が候補者になっていることでもありますので。

例えば、今回のケースでいうと、出納責任者の手元に領収書が全部そろっていて、出納責任者がその報告を怠ったというケースと、もう一つは、候補者もしくは支出をした者が出納責任者に一切その支出を伝えていない—その場合は、出納責任者は支出を知るすべがありませんから、当然記載ができないこととなります。

後者の場合は、公職選挙法に抵触するのかわからないのか、お伺いします。

選挙管理委員会
事務局次長

繰り返しますが、公職選挙法第246条、これは、選挙運動に関する収入及び支出の規制違反についてでございます。第185条の会計帳簿の備え付け及び記載に基づき作成した会計帳簿、第188条に基づく領収書等の徴収及び送付ということが規定されておまして、第189条のほうでは、選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出、こういったものが規定されており、それに基づき報告書として提出されるもので、これに違反して一定の事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をしたと認められる場合等は、本法に抵触するおそれがあるというふうに思われます。

久保委員

抵触する場合、そもそも罰則規定があるのか、

またその対象は、今回の場合でいうと、先ほ
ど言った、候補者が支出をしたけれども領収
書等を出納責任者に渡していなかった場合、
罰則の対象は誰になるのかお伺いします。

選挙管理委員会
事務局次長

公職選挙法第246条5の2には、第189
条第1項の規定に違反して報告書もしくはこ
れに添付すべき書類の提出をせず、またはこ
れに虚偽の記入をしたときと認められたとき
は、3年以下の禁錮または50万円以上の罰
金に処せられると規定されております。

公職選挙法第188条の規定に違反して領収
書などを徴収しなかった者、または徴した領
収書などを出納責任者に送付しなかった者が
対象となります。

久保委員

もしこういう事実があったら、候補者そのも
のに禁錮刑が課せられる可能性があるという
ことになっていきます。

しっかりと説明責任を早急に果たしていただ
いて、どういう状況だったのか明確にしてい
ただかないと、これは大変なことだなという
ふうに思っています。

出納責任者の責任だけにできない可能性があ
るということが今ここで分かったわけですか
ら、公職の立場である人はしっかりと説明を

していただかなければと。

次にお伺いするのは、今回、市民から指摘があつて調査を行ったということなのですが、調査は誰に対して行ったと認識すればよろしいですか。

選挙管理委員会
事務局次長 選挙管理委員会では情報提供に基づき、該当の候補者に対しまして、直接問合せをさせていただきました。

久保委員 該当となる候補者ということですので、それについて、もしも一そんなことはないと思うのですが、一部、収入の部において、政党支部からの支出と相違があるというような報道もなされていまして。
万が一ですが、今新たに市の選挙管理委員会に提出した収支報告書に、事実と異なるものがあつた場合、これは公職選挙法に抵触するのをお伺いします。

選挙管理委員会
事務局次長 公職選挙法第193条の規定による、選挙管理委員会からの報告もしくは資料の提出を拒み、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたときと認められる場合には、法に抵触するおそれがあるものと思われます。

久保委員 その場合、法に抵触するということなのですが、罰則規定があるのか、また罰則規定がある場合は対象は誰になるのか、お伺いします。

選挙管理委員会
事務局次長 公職選挙法第246条9号で、今申しました第193条の規定による報告もしくは資料の提出を拒み、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたときと認められたときは、3年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処せられます。対象となるのは、同法第246条でその行為をした者となっており、この報告または資料の提出を拒んだ者は、何人たりとも問わず、本条による処罰される対象となっておりまして。
なお、虚偽の報告または資料の提出をした者も同様に処罰されます。

久保委員 ということであれば、調査は候補者に対して行って、資料の提出は候補者が行ったという認識でまずよろしいでしょうか。
もう一度言いましょうか。

(「はい」と発言する者あり)

久保委員 市の選挙管理委員会は、出納責任者ではなく候補者に対して調査を行い、提出は当該候補

者が行ったという認識でよろしいでしょうか。

選挙管理委員会
事務局次長 私どもは、該当の候補者にお伝えいたしまして、候補者のほうから報告があったものでございます。

久保委員 これは本当に重大なことだと思っています。その方かどうかわかりませんが、共産党であることは明確でして、共産党の議員は過去に本会議の場で、二度と不正のない、市民から信頼がされる議会に改革することをここに誓いますと誓い、不正を行った議員は自ら名乗り出て潔く辞職することを強く求めますと。木下議員に関しては、罰金刑であっても辞職勧告を重ねてきているわけです。私たちは議会として、今本当に岐路に立たされていると思っています。これは総務文教委員会を超えて、議員それぞれが、まず個々の襟を正しながら、この事実についてはしっかりとした説明責任をしかるべき場所でやっていただきたいなというふうに思っております。真実をもって宣誓をした上で提出をしている書類について、今回のようなケースがありました。選挙管理委員会の皆さんにおかれては、どこまで踏み込んで調査されるかというのは大変難しい判断だったと思いますが、今後も、

来年には市議会議員の選挙がありますので、それに向けてまた一段と啓発をしていただきたいと思うのですが、その意気込みを局長から一言頂けますでしょうか。

選挙管理委員会
事務局長

久保委員のおっしゃるとおりでございます、公職の候補者たる者には、当然、公職選挙法をよく読んで、理解していただきたいと思うのは、それはまず第1だと思っております。私どもといたしましても、認識不足ですとか知らなかったとか、そういったことがないように、「候補者のしおり」という冊子を作ってお渡ししているのですが、いま一度、もう少し分かりやすくできるところがあるのではないかということも含めて、見直していく必要もあるのかなと思っております。

何しろ、出納責任者が間違いありませんということでお出ししてもらっているものを、性善説ではございませんが、最初から疑うということは、当然私どもも思っていないわけです。ましてや、最初は15日以内に出してもらおうということで、市議会議員の立候補者は、前は五十数人でしたか、その中でも後半のほうに集中する届出の書類を私どもがどこまで見られるかということもあるので、そのあたりも工夫して、より間違いのないものを出し

てもらおうようにしようと思っております。

上野委員 1点、確認をさせていただきたいのですけれども、先ほどの説明の中で、多少不備があっても受理をするといった発言があったかと思えます。今、局長も言っておられましたけれども、受理をされる時点で虚偽であるかどうかということについて、選挙管理委員会は判断する立場にはないということによろしいでしょうか。

選挙管理委員会
事務局長 多少の不備といたしますのは、例えば縦計、横計が合わなかったりですとか、記載漏れといたしますか、領収書があるのに表に転記がなかったりとか—それが多少かどうかということもあるかと思いますが、何せ15日以内に提出してもらおうという大前提で、それが15日を過ぎると処罰の対象になりますから、そこについては一旦受けてから修正してもらおうと。ですので、そこに虚偽とかそういうことではなくて、あくまで記載上の軽微なミスと、その内容については、例えば計算誤り、転記誤り、そういったものだと思っていただければいいと思います。

赤星委員 ただいまの件で、厳しい御批判は当然のこと

だと思えます。大変御心配、お騒がせしまして申し訳ないと思っております。

これについての説明責任は、また別の場できちっと果たさせていただきたいと思っておりますが、私どもは意図して隠していたとか、虚偽の報告をしたとか、公金を搾取したとか、決してそういうことはございません。この点だけは御理解いただけるように努力をしてみたいと思えます。

そして、今後このようなことは決してないように気をつけてみたいと思っております。そのことだけは言わせていただきました。失礼しました。

久保委員

委員会は謝罪を受ける場でもありませんし、起こったことに対して、まずは責任を果たしていただくことが先決だと思えます。

ここで謝ったというふうな、議会に対して謝罪をしたというふうな認識を持たれると大変困りますので、それは意見として伺いますが、委員会の総意として、発言の趣旨を全て認めたとしたことではないということを委員長はしっかりと御理解をいただきたいと思えます。

委員長

はい。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前 10 時 46 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 26 分 再開

委員長 それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第 22 号 富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 23 号 富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 24 号 富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 25 号 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 26 号 富山市特別職の指定等に関する

る条例及び富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第50号 富山地区広域圏事務組合規約の変更に関する件、  
以上6件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

職員課長     〔議案第22号について、  
議案第23号について、  
議案第24号について、  
議案第25号について、  
議案第26号について、  
議案概要書により説明〕

企画調整課長  〔議案第50号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長       これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長       ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第22号から議案第26号まで、議案第50号、以上6件を一括して討論

に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。  
これより、議案第22号から議案第26号、  
議案第50号、以上6件を一括して採決いた  
します。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。  
よって、各案件は、原案可決されました。  
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終  
了いたします。  
次に、  
令和2年4月行政組織の一部改正について、  
第2期富山市まち・ひと・しごと総合戦略に  
ついて、  
大沢野・大山地域公共施設複合化事業（リー  
ディングプロジェクト）について、  
地域別実行計画の策定について、  
補助金等交付の適正化について、

以上5件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

行政経営課長 〔令和2年4月行政組織の一部改正について、議案説明資料により説明〕

企画調整課長 〔第2期富山市まち・ひと・しごと総合戦略について、委員会資料により説明〕

行政経営課長 〔大沢野・大山地域公共施設複合化事業（リーディングプロジェクト）について、地域別実行計画の策定について、補助金等交付の適正化について、委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

横野委員 先ほどの分科会での議案質疑のときにもありました大沢野地域、大山地域の公共施設複合化の件について、大山の土地、こういう配置図が今、報告案件で出てきたのですけれども、例えば地域との話合い—分科会で久保委員からも話がありましたけれども、地域の意見をどの程度尊重しているかということについて、

この辺はどうなのですか。

行政経営課長 地域別実行計画策定後、民間業者へのヒアリングを11月頃までずっと行っていたわけにありますけれども、その間も7月には出前講座を開くなど、11月には自治振興会の代表の方とお話しし、1月にもお話ししております。

その後も、2月27日に大山地域の自治振興会からは要望書も頂いておりますので、そういうような形で話し合いをしてきたということでございます。

横野委員 その辺りということと、例えば大沢野では、建て直すときは旧の建物を直しながらだけれども、大山の場合は、現状、ここに施設がありますよね。こういったものを、例えば今壊しながらという一これは計画案ですが、実施設計が出てくるのはいつ頃になる予定ですか。

行政経営課長 まず、PFI方式でやるということ、実施方針とか要求水準書とか、そういうもので決定してやっていく一公募をし始めるのは7月以降になりますので、設計というのは、それこそ令和3年度以降でないといりません。来年度は、先ほど申し上げましたように事業者

の公募ということですので、設計については令和3年度以降になります。

横野委員 今ここに出ている案は、これは1つの目安ですよ。これが決定という形で進むのですか。

行政経営課長 もちろんイメージ図ということでありまして、公共施設再編、それと大山地域と大沢野地域につきましては、旧の行政サービスセンターの周りに複合化すべき、そういう施設がたくさん集中していたということから建物を新設することになりましたけれども、そういう中で……。

横野委員 もう1点、概算整備費で15億円とか23億円という数字が出ていますけれども、これはあくまでも予測ですよ。これ以上の金額を使うことは可能なのでしょうか。

行政経営課長 今は、平米当たりの単価に面積を掛けたというような概算で計上しているのです、これが最終ということではありません。

横野委員 先般、泉議員の一般質問で企画管理部長が答えていたので、ある程度の認識は分かるのですけれども、よくよく考えてみると、やはり

何か狭く感じるような、駐車台数が取れないような気がするので、地域の意見をもう少し聞いてやっていただきたいと。周りで用地買収できるところがあるなら、その辺りも何とかしていただいて、もう少し広げられないかということを検討材料としてお願いしたいと思います。

今は報告案件ですので、今度予算案件として出てきたときには、もっと内容を詰めていきたいと思えますけれども、一応これで了解しました。

久保委員

関連してお伺いをしたいと思えます。

ある地元の方からは、今の大山地域の複合施設の予定地の上滝線を挟んで反対側、ここに大変広い土地があるではないかと、こちらのほうで建て替えをしてほしいというような御意見があったと聞いていますが、今の時点で、そちらではなくて北側で予定をしているというのは、何か理由があるのでしょうか。

行政経営課長

これも本会議でもお答えしているところでありましてけれども、まず先ほども申しましたように、昨年5月以降、民間の事業者とサウンディングで協議を重ねてまいりました。地域別実行計画のときには、商業機能ですと

か、そういうものを含めてまちの活性化、活力を向上させると、そういう形で検討していたのですけれども、サウンディングの結果、この状況では民間事業者の進出が厳しいということになったものです。そうであれば、南側というのは土砂災害の警戒、地滑りのイエローゾーンになっているということもあり、災害が起こるリスクということを考えますと、リスクは最小限に減らしておいたほうがいいということもありまして、北側で整備することを考えたわけであります。

久保委員

土砂災害のイエローゾーンというのは、特段何か擁壁等を造らないと建設できないとか、そこまでの要件ではないというふうに思っています。

そういった中で、北側に建設する際には、地域の方の要望であるとか駐車場の確保など、いろいろな角度から見ると、地域とのコミュニケーションをさらに深化していかないと難しい側面が出てくるのではないかなと思っています。

さらに、これは建て替えの間、複合施設、解体をしてその場所に建て替えられることになると思うのですが、そうなってくると、集会所が足りない、そこで今まで集会していたも

のができなくなるというような地域の声も聞こえてきたわけなのですが、それについてはどのような認識でいらっしゃいますか。

行政経営課長 今の地域市民センターの4階にホールがあるのですけれども、その利用実態としては、全体の7割が50人未満の催しとなっています。100人を超える規模の催しは、平成30年度で年9回、50人を超える規模の催しは35回ということでありました。

大山地域内のほかの4つのコミュニティセンターの稼働率等を見ますと、踏切の横にある上滝地区で10.5%、大庄地区で23.6%、小見地区で6.8%、福沢地区で12.6%ということでありまして、建設にかかる2年ちょっとの間は、そういうようなところを代替として使っていただきたいと。

例えば大庄地区のホール、あるいは小見地区のホールA、B、福沢のホール1から3などが代替可能な候補だと考えておりますので、そういうようなことを含めて地元の方に御提案と御説明をさせていただきたいと考えております。

久保委員 どうしても、こういった建て替えをしていくときには、地元の方が不便に感じることは増

えてくるのだらうと思います。

今言われた数値からだけではなかなかはかれない地域の感情というものもあるだらうと。例えば、要は稼働率は低いけれども、ニーズが同じ時期に固まっているために、ほかのものが犠牲になるとか、できなくなるとか、いろいろなことが考えられますので、ここは少し丁寧に、さらにこの地域でどのような会合があって、それは代替がどの程度できるのかということも、少し地域の皆さんとコミュニケーションを一少しというか、きちんと取っていただきながら、地域の方に納得をしていただきたいなと思います。これは要望です。

さらに、先ほど横野委員からもありました整備費についてですが、先日、県のほうに確認しました。上滝地区のこの当該箇所は辺地ではないのですが、辺地債を使おうと思ったら、例えば小見地区であったりとか福沢地区など、いわゆる近隣の辺地を含む、そういった機能を含むことで、一部辺地債を流用することができるという見解を県の担当者の方が述べられていました。

ですので、市としては厳しい財政状況の中で施設を造ると。特に、ここに関しては辺地の方の期待も大変大きいわけですし、辺地の皆

さんの思いを少しでも多く実現するためには、こういった財源についても、今後、建設費を想定していく中で少し検討していただきたいと思いますが、それについて課長の答弁を頂いてもよろしいですか。

企画調整課長 辺地債の活用ということによろしかったでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

企画調整課長 私どもが辺地計画を立てている部署でありますけれども、まず辺地債の根拠となる法律が辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律という法律でございます。

この中では、格差の是正を図るために公共施設の総合的な整備に係る財政上の計画を立てるとされておりまして、その中で、地方債ということで、その計画に基づくものについては辺地債が充てられますよということであります。

一方で、辺地債の起債をするためには、県なり国と協議をして同意を得るという必要があります。そこで辺地債の条件を考えますと、まずこの地域は、割合、辺地ではないという

意味で辺地債は充てられないということが1つあります。

それともう1つ、多分おっしゃるのは、辺地の区域外に何か設置してもいいのかということで、小見地区などは辺地ですので、その区域外の施設としてここに起債を充てられないかということだと思っておりますが、その場合、辺地の方の利便に資するものであるかという判断が必要となります。

例えば、小見地区の方が半分以上この施設を使われるとか、そういう要件が必要となってしまうので、それがクリアできなければ県なりの同意が取れないということになってまいります。

その辺ができるかどうかというのは、やはり県と協議しながら決めないといけないので、今すぐそれができるできないとまでは言えないところではありますけれども、検討はできるかと思っております。

久保委員

私も今ここで結論が出るとはもちろん思っておりません。相手のあることですので、県との協議もしていただければというふうに思っています。

これだけ異常気象が続いてますから、地滑りがあって小見地区が孤立した場合、例えばへ

リコプターなどで移送されてきて一時的に避難されることもあり得るかもしれないですし、雪がたくさん降って、なかなか小見地区のほうに入っていけないような状況になってきたときに、小見地区の方、辺地にいらっしゃる方がその施設を避難所として使うことも十分に考えられるわけです。

理屈は皆さんに考えていただくとして、まずはしっかりと有利な財源を使って、特にこの地域の皆さんにとって少しでも付加価値の高い、満足していただける施設にしていきたいと思います。県との協議はしっかりと、仲よくやっていただきたいなというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

有澤委員

今いろいろと久保委員なり横野委員の話聞いておまして、ここに出てきた素案、旧大山町の複合施設については、当然民間事業者へのヒアリング調査を経てということがあるわけですが、これまで地元の方々とワークショップを何回も重ねられて、当然地元の要望も含めての素案だというふうに理解するのですが、それでよろしいですか。

行政経営課長

地域別実行計画でまとめた施設に必要な機能というものについては、商業施設と上滝駅を

一緒にするというようなことも入っていたのですけれども、それは富山地方鉄道などの相手があることなので、その2つ以外は、機能としては盛り込んでいると考えております。

有澤委員

計画では、まちの活力の向上ということをやっているわけですが、ぜひこれに資するような施設になってほしいと思うわけです。私は私なりに旧町村出身の議員として、市町村合併を推進してきた一議員でございます。現在、我々が合併して15年たつわけですが、地元へ行って何が一番つらいかということ、合併しなければよかったという話をされるのが一番つらいのです。私は合併を推進したほうですから、その都度、これこれこうだということで、合併してよかったのだということは申し上げてきたのですが、旧大山地域のこの複合施設については、合併後、初めて大山地域の方々が目にする建物だと思うのですよ。合併後初めて一これまでトレッキングコースとか、もちろんスキー場にも投資をされてきたのですが、大山地域の住民の方々が合併後、初めて目にするものだと、こう思うわけですね。そうなったときに、今私が申し上げたとおりの言葉にならないような施設にしてほしい。

地元の要望を100%聞けとは申しません。それは当然、市の財政なり、いろいろな形の中で、限られた予算の範囲でおやりになるということですが、その中でも、やはりいいものを造ってほしいわけですよ。合併して15年、ああ、やっぱりよかったなと、そう思われるような施設をぜひ造ってあげてほしいなと、心の底からそう思うわけです。

15年前に「何が何でも合併せなあかん」と言って旗を振った議員の一人でありますから、ぜひそういうような形でもって進めていただきたいということで、部長から一言お願いします。

企画管理部長 午前中の分科会でも少し申し上げましたけれども、今回の複合整備につきましては、計画の策定段階からワークショップを開いて、地元の皆さんの意見をお聞きしながら進めていこうということで、でも当然、財源にも限りはありますし他地域とのバランスもあるので、その範囲内で、できるだけ御意見を反映していきたいということ、私も第1回のワークショップに出席をして、皆さんに申し上げてきたところであります。そういったことも当然、加味しながら進めていると思います。さらには、希望としては、これは本会議でも

申し上げましたが、例えば国土交通省の庁舎面積の算定基準ですとか、それから市の公民館の設置基準ですとか、さらには市内の類似施設ですとか、あるいは例えば大山地域の既存施設の人員体制ですとかサービス量ですとか稼働率ですとかそういったもの、さらには、先ほど行政経営課長も申し上げましたけれども、つい先日、地元からも要望に來られましたので、それも改めて、可能な範囲内でできるだけ考慮した上で、今までの申し上げたことを総合的に判断をして基本計画を策定したところであります。

我々もこのリーディングプロジェクトは、これからの複合化整備のモデルにしていきたいと思っておりますので、住民の皆さんにはこれからしっかりと丁寧に説明しながら、しかし、委員からも今おっしゃっていただきましたが、100%希望を盛り込むことはなかなか難しいとは思っておりますけれども、限られた財源の中で目いっぱい、我々もできるだけ反映できるように、これからもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

先ほど行政経営課長も言いましたけれども、今の諸室の面積はあくまでもイメージということですので、これから民間提案で具体的に諸室の面積とか規模は決まっていくも

のと思っておりますので、それに向けてしっかりと地元にも説明しながら進めていきたいというふうに思っております。

有澤委員 約束しましたよ。限られた時間と限られた財源、その中で120%、しっかりと力を発揮していただきたいと思います。

赤星委員 委員会資料4ページなのですけれども、八尾地域と細入地域です。  
こちらのほうも同じように住民の皆さんの御意見と要望を十分反映したものにしていってほしいということは当然なのですけれども、この中で、ワークショップですとか、大山地域や大沢野地域でされたような、そういった取組についての予定などをお聞かせいただけますでしょうか。

行政経営課長 八尾地域と細入地域も令和元年度にそれぞれ4回ずつワークショップをやって、皆さんの御意見を基に策定した地域別実行計画ということです。  
それこそ行政は、皆さんのワークショップの議論の中には入らずに、ファシリテーターが住民の皆さんの意見をまとめていったものをこの地域別実行計画にしてきたということ

ですので、住民の意見を基に市のほうで策定した、そういう計画でございます。

細入地域、八尾地域では、それぞれ4回ずつワークショップをやっております。

赤星委員 4回ずつワークショップをやって、今後もまたそういうような機会というのはあるのでしょうか。

行政経営課長 この地域別実行計画を策定しましたという説明を多分4月の中下旬ぐらいに行っていくことになるかと思えます。

その後は、これは大沢野地域や大山地域と違いまして、リーディングプロジェクト—新しい建物を建てるというものではありませんので、諸室の配置とか、そういうものについては、担当課がまず市の内部で協議した結果を地元の関係者等と協議して、実際の設計をしていくことになるかと思えます。

赤星委員 委員会資料4ページの下のところには庁舎以外の施設の更新とあるのですけれども、私も合併直後、たしか仁歩ほたるの里農村公園とか八尾化石資料館ですとか、現地の八尾の元町議さんに案内していただいて見に行ったことがあります。その日は利用者が全くおられな

くて、利用率も低いのだろうなという感じがしたのですけれども、これらの施設の利用率というのは分かりますでしょうか。

行政経営課長 率ではないのですけれども、平成30年度は、仁歩ほたるの里農村公園へ7,595名の方が訪れられたと一ただし、横に会議室などがあるので、この数字が本当に虫を見に来た人だけの数字かということは、少し分からないのですけれども、一応そういう数字になっています。

八尾化石資料館は1,237名です。

赤星委員 分かりました。

横野委員 今回の庁舎以外の施設の方針について、確かに利用率一私も元は八尾地域の人間なので、仁歩ほたるの里農村公園にしてでも八尾化石資料館にしてでも、今年みたいな暖冬は別として、どうしても時期的に行けない地域があります。そういった時期的な問題もあるので、本当にこの施設がそこに必要なのかどうかということは、私も少し疑問に思っているのです。

あるものをどこかへ移転して1つにまとめるという意味では、健康福祉センターを中心に

物を考えるというのは、八尾地域にとってはいいことだというふうに思います。

それからもう一つ、コストの試算のところで大きな金額が出ていますから、そういったことも考慮すると、これはこれでいけるのかなと一実を言いますと、健康福祉総合センターの福祉部門を八尾行政サービスセンターへ持っていくという逆のパターンで、私に電話がかかってきて、「あんな坂、上がれるのかよ」という質問が来たものですから、それはおかしいと。逆に、健康福祉ゾーンのほうは新しいから、八尾行政サービスセンターをなくしてこっちに行けばいいのでないかということ、相手に電話ではそういう伝え方をしていました。今この資料を見て、確かにこの案で、健康福祉ゾーンをうまく利用して、あそこを一つの拠点にすべきだという考え方は非常にいいと思いますので、その辺は地元がそれでよしとするならば、その方向で行くべきだと思います。

委員長                   ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長                   ないようですので、この程度にとどめます。

次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 先ほどお聞きしたかった中規模ホールに整備予定の集団補聴システム、ヒアリンググループという設備について、どういったものなのか、御説明いただきたいと思います。

文化国際課長 私どもの中規模ホールの要求水準の中に、難聴者支援装置を適宜計画しまして受信機も15台程度計画するようにと定めておりまして、民間事業者からは、そのシステムにつきまして、赤外線補聴システムで、受信機は15台というような形で提案が上がってきたところでございます。

赤外線を飛ばして、受信機を経由して補聴器に伝えるシステムという提案でございます。

赤星委員 既存の公共施設でそのような装置があるところとして、県のサンシップとやまがあります。先日、見に行ってきたのですけれども、実はあの建物ができたときから備えてあったということなのですが、なぜかほとんど使われていないということなのです。

そういう装置があることがあまり知られていないのと、人によって、聴力によって全然効

果のない人もいらっしゃるなどのことから使われていないのではないかと思うのですが、今度せつかく整備されるわけですので、多くの方に使っていただいて、ああ、よかった、音楽がよく聴こえたとか、演劇のせりふがよく聴こえたとか、そういう効果を出していただきたいのですけれども、そういった周知などについては、どのようにお考えでしょうか。

文化国際課長 中規模ホールにつきましては、来年度、基本設計、実施設計をしていきます。まず、こういった装置があるのか、もう一度事業者とも、また利用される方の御意見も聞きながら決めてまいりたい、設計していきたいと考えております。

完成したときには、そういった装置がある施設だということを周知するようなことで、利用者にたくさん利用していただけるような施設にしていきたいと考えております。

赤星委員 ありがとうございます。

同じく中規模ホールで出来上がったとき一国立劇場ですとか、歌舞伎などのときに解説や、大阪にある国立文楽劇場では、文楽について解説の貸出しのイヤホンガイド、そういうものが常に備えてありまして貸出しをしている

という状況です。

そういったものの備付けも考えていただければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

文化国際課長 貸出しのイヤホンガイドについて、要求水準の中には、これは盛り込んでおりません。今後、必要かどうか検討をしまして、ソフトとして入れられるものか、また検討してまいりたいと思います。

企画管理部長 恐らくそれは、企画ごとに持ち込みでやっているものだと思います。オーバード・ホールでも歌舞伎の公演のときにはイヤホンを配っていただきましたので、それは多分企画ごとに可能かだと思います。

村石委員 女性職員の登用について何点かお伺いします。職員課では、現在の職員数で足りているとかいないとか、あるいはどういう方が係長候補とか課長候補なのかというようなことを、恐らくヒアリングの中で聞いているとは思いますが、女性職員の登用について何か聞いておられるのか、お聞かせください。

職員課長 女性に限らず、所属職員の適性もしくはは将来

性といったものは所属長がしっかりと見極めております。

その上で、年1回、全所属に対して私ども職員課がヒアリングを実施して、仮に、具体的な話ではないにしても、その方の適性等を所属長から進言していただく機会を設けております。

それに加えて、部局のほうでも推薦いただくような仕組みを持っておりますので、堅実に、勤勉に勤めてきた職員にあっては、その機会を逃さず昇任するような仕組みを取っております。

村石委員

今ほど職員課長はそのようにおっしゃっていて、実際そのようにやっておられると思います。

ただ、データを見てみると、同期で入っても、男性職員は早く係長になったり、あるいは課長になったりする、女性職員はそれよりも数年遅いとか、そういう傾向があるという具合に私は感じ取っているのですけれども、そういう傾向はあると認識しておられますか。

職員課長

制度上は全くございません。男女の差はございませんし、基本的には必要な時期に必要な方が昇任するという仕組みになっております

が、御本人の希望というものも当然あります。職員に対しては自己申告書というもので、今後のキャリア形成について本人の意思を聞く機会を設けておりますが、家庭の事情等によってその機会を望まない職員も現に存在しております。

それをすべからく聞くわけにはいかないのですけれども、できるだけ職務に専念できるような環境を整えるのも私どもの仕事だと思っておりますので、仮に1回機会を逃したとしても、次回以降のチャンスを見過ごすことのないように、昇任のタイミングを常にチェックしております。

村石委員

私が質問したかったのは、結果として、同期で入っても男性のほうが早く係長や課長になっていくと。結果としてですよ。職員課長が言われるように、そういう差は一切つけていないということなのですが、結果としてそういう傾向があるという認識はありますかという質問なのです。

職員課長

それはあくまでも感覚的な問題になってしまいますので、発言は控えさせていただきたいのですが、女性の登用率ということで、管理職登用率が50%を切っているという現実が

あるとすれば、そうだとということだと思えます。おっしゃるとおり、同等に昇任するということであれば、50%の登用率になっていくのだろうかと、限りなく50%に近いところに行くのだと思うのですが、そうではないとすれば、そうだろうということかと思えます。

村石委員

これ以上、今の件については質問しませんけれども、ただ、私が言いたいのは、1つは今の現状が、今も委員会に出席している課長クラスの方は女性が3人ですよね。本当に20%とすれば4人とか5人になるのですけれども、たまたま3人。

ただ、私が議員になったときに比べたら、どの委員会でも女性の方は多くなっています。本当に女性の方は少なかったのです。そのこと自身は、私は進んできたという具合に評価をします。

ただ、役職に就けるとか就けないとかは、非常にこれは本当に人を見る目というか、自分自身、管理職の人が見ながら、ある程度意識を持って任用していくということが必要だろうと私は思っているわけです。

その点について、企画管理部長の御意見、見解をお願いします。

企画管理部長 傾向を見れば、やはりそういうような傾向にあるかもしれません。

ですから、数年前から市長も、男性では思いつかないような案が出てくるといったことで、女性だけのタスクフォースを作って、女性の活躍の場を与えるといえますか、そういったこともやっていますし、女性のセミナー、研修もやっています。

恐らくこれから一男性と女性の人数の比率もあります。ここ数年前から採用数の半分くらいは女性になってきていますので、このまま徐々に女性の割合が増えていくと思います。本会議でも申し上げましたが、係長まで入れると、相当なパーセントになりますので、これから恐らくどんどん女性の管理職が増えていくということが予想されます。

とにかく組織力をいかに上げるか、それには女性の発想とか、女性職員ならではの発想も入れながら組織力を高めていくということが大事なのだろうと思っています。

久保委員 少し関連してなのですが、私の妻などは一女性だからという理由で管理職に上げていただくと、その後、当然管理する側がやりづらかったりとか、女性だからなれたのだろうというふうなことで、決して私はいいとは思わな

いのです。

村石委員の言われた女性に配慮するような形で数字を気にしてやるのではなくて、パイオニアになっていただく女性には、力強く男性を押しつけて上に上がって行っていただきたいし、そういう思いのある方をしっかりと今の管理職の皆さんが見極めて、道をつくってあげるということが私は大事だと思っています。

決して数字にこだわることなく、本当になるべき人が力強く課長ないし責任のある立場にどんどん立って行っていただけるように、どうかお願いしたいと思いますが、部長からもその旨の決意というか思いを。

企画管理部長 今申し上げましたように、最終的には、やはり組織力を高めるためにはどうしたらいいかということだろうと思います。これは男性であろうと女性であろうと、組織力を最大化するための組織体制を考えていくということが一番なのだろうというふうに思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午後 2時49分 休憩

~~~~~

午後 4時09分 再開

委員長 これより、総務文教委員会を再開いたします。

学校保健課長 先ほどの分科会での赤星委員からの御質問にお答えいたします。

まず、杉原小学校のシダックスですが、正規社員が2名、パート3名で合計5名。東部小学校のメフォスにつきましては、正規社員が3名、パート3名の合計6名になっております。

委員長 これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第27号 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

生涯学習課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより、議案第27号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第27号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は、原案可決されました。
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終
了いたします。
次に、
富山市子ども読書活動推進計画（第四次）の
策定について、
新型コロナウイルス感染症対策に係る対応に
ついて、
順次、当局の報告を求めます。

図書館長 〔富山市子ども読書活動推進計画（第四次）の策定について、委員会資料により説明〕

教育総務課長 〔新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について、委員会資料（追加提出分）により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員 市立小・中学校の対応について、3月3日からの臨時休業で、希望するお子さん、低学年のお子さんで昼間独りで過ごさなければならぬ子どもは学校で受け入れるというふうにされておりました。
小学校に聞いてみましたら、早速相談が何件かあって、3年生でもいいよとか、兄弟のいる子でもいいですよというふうに学校ではそれぞれ柔軟に対応されたかと思いますが、この臨時休業の間、それぞれ学校では何人ぐらいの子どもを受入れたのでしょうか。

学校教育課長 富山市では、危機的措置として、3月3日から3月13日までを臨時休業としました。
危機的状況という観点から、各学校での児童

の受入れは原則行わないということを保護者にまずお伝えしたところです。

しかしながら、例えば小学校の低学年で、日中、独りで過ごさなければならないような状況があった場合、この場合は保護者が学校に相談する。学校としては、とりあえず、堅苦しいラインではないのですけれども、午前8時30分から午後3時半頃あたりまで児童の受入れを可といたしました。

この時間帯で保護者の要望に応じて、例えば午前中だけであるとか、午後であるとか、1日であるとかという要望を受け入れて、市教育委員会として把握している分は、3月3日から3月11日までの7日間ですが、小学校で合計448名です。その割合は0.32%となっております。

赤星委員

そのほか、多くのお子さんが学童保育に行っ
て過ごしておられたということです。どちら
にも行かなくて、本当におうちで過ごしてい
た子というのは、教育委員会として把握して
おられるでしょうか。

学校教育課長

何人が自宅で独りで過ごしたということは把
握しておりませんが、各学校では電話連絡、
家庭訪問等で子どもたちの様子を観察したと

ころです。

この448名、0.32%というのは、私たちが当初予測していた数よりもずっと低い数字だと考えております。それだけ富山市の保護者は、この危機的状況、危機的措置に本当に協力していただいて、何らかの方法で、おじいちゃんの家であるとか、おばあちゃんの家であるとか、親戚の家であるとかということで対応していただいたと考えております。

赤星委員

この休んだ間の分の勉強、授業が心配だという声が保護者の方からも出ておりました、今後、補習授業などを行う予定というのはあるのでしょうか。

学校教育課長

富山市では、3月16日から学校を再開するという形で、昼食持参の上、通常どおりの授業を行うことを考えております。

ただ、この2週間の期間、全く授業をしなかったわけですから、もちろん未履修の問題が出てくるかと思えます。その未履修の部分については、プリント学習であるとか、場合によっては次年度一持ち越す場合には次年度の4月当初にそれを組み込むということを考えております。

中学校3年生については、履修範囲は全て修

了していると中学校からは聞いております。

赤星委員 今回、学校を再開しまして、それでも給食はなしということで、富山市の場合、規模が大きくて一日3万4,000食ですか一なので、再開が難しいのかなと思うのですが、そういう理由でしょうか。

学校保健課長 富山市の給食数は1日3万4,000食ということで、食材は一括購入をしております。短期間で給食の食材を調達することができないということが1点あるのと、いつ感染者が出るのか分からない状況にある中で、物資の調達、製造ラインなどを再開をして、万が一またストップということになると、再度、事業者の方に多大な混乱と御迷惑をおかけすることになることから、富山市としては給食の提供をしないという判断をしております。

赤星委員 その中で、いろいろな納入業者や生産者の方が収入減になっておられる状況をお聞きしております。

牛乳、乳業メーカーの社長さんにお話を伺ったのですが、乳業メーカーとしては、すぐに製造をストップできたからまだ減収になる分は何とか一減収は減収なのだけども、

それよりも県内産の牛乳を使っているので、少しでも子どもたちに牛乳を飲んでほしいと。給食に回らない分の県産生乳、牛乳は20トンのタンクローリーで茨城県とか群馬県の大きな加工工場へ運んでいるそうです。

生で飲む用の生乳からすると、加工用乳として大変単価が落ちる、そういったこともありまして、せっかく県内で搾られた牛乳ですので、子どもたちにぜひ飲んでほしいと訴えておられました。

そこで、給食は再開できなくても、何とか牛乳だけでも子どもたちに提供することはできないのでしょうか。

学校保健課長

このたびの学校給食の中止と再開に当たっては、いろいろと検討してきましたが、今回は牛乳業者の方だけでなく、パン、御飯の事業者、精肉の方々、全ての業者の方からの納入をストップしております。

納入業者全体に今回負担を強いているような状況になりましたが、そこで牛乳だけを特別に学校給食として提供するということはできないと、教育委員会としては考えております。

赤星委員

残念ですけれども、何か方法がないかなと思うのです。

先ほど就学援助の質問をしましたがけれども、給食がないことによって、子どもの昼食代で保護者の皆さんの負担が増えているという問題について、富山市としては何か支援策、国からのものも含めて何か考えておられることがありましたらお伺いしたいと思います。

教育委員会事務局長 文部科学省からも一定の考え方が示されているという状況でございます。もし市としてそのような方向に動き出すということになれば、しかるべき段階で議会にも御相談したいというふうに思っています。

村石委員 関連してお伺いします。
先ほど学校教育課長は0.32%の小学生が学校で過ごしたということをおっしゃいましたけれども、そういう場合に、先生は、例えば担任する子どもを見ていたのか、あるいは何学年か一緒になって、協力して見ていたのかという関わり方の問題と、子どもたちはどのように過ごしていたのか、お教えてください。

学校教育課長 児童が登校した際には、まずは健康観察を行います。具合が悪い場合は体温をはかったり、熱がある場合は保護者に迎えに来てもらったりという措置を取ります。

学校にいる間、何をしていたのかというと、1つの教室に集めるという対応は、今は望ましくないなので、できるだけ少人数にして、グループ活動を避けながら、読書であるとかプリント学習を進めました。

学校の誰が担当したかということですが、基本は担任ですが、担任は家庭訪問、電話連絡等があります。ですから、チーム対応、チーム学校として、場合によっては教頭先生であるとか、校長先生であるとか、全ての人間を使って子どもに対応しているところです。

村石委員

今ほど、いわゆるチーム学校のスタッフで協力しながらやったということなのですが、けれども、例えば富山県内にコロナウイルスの感染者が出た場合に、再度また休校一休業とも言うのですけれども一休校した場合には、今までと同じような対応を取れるのか取れないのか、お考えをお聞かせください。

学校教育課長

富山県内には、今日の段階では感染者は確認されておりません。

ただ、福井県福井市でも感染者が確認されたとおり、いつ確認されるか分からない状況です。場合によっては、議員御指摘のように、再度、臨時休業という措置を取る場合もあり

ますが、今回の対応を基にして、そのときそのときの状況を見て、また迅速に対応していきたいと考えています。

久保委員

関連してなのですが、1つ、先ほど学校保健課長が言われた、パンの業者も、ほかの業者も止めているから牛乳だけ提供するわけにはいかないと、そういう考え方は、そもそも平等の不平等というものであって、きちんとできることはやっていこうと。子どもたちが登校してきて、牛乳があるほうが良いということであれば、別にパンの業者に遠慮して牛乳を取らないと、そういう発想はもう止めていただいて、できることをしっかりとやっていただきたいと思います。

今後、4月に学校が始まってからもこのような状況が続く可能性は出てきます。流動的な中で、そういうような発想から脱却をして、本当に子どもにとって、また納入業者にとって、しっかりと今後も安定した供給ができていけるように下支えをするという視点を持って検討していただきたいと思います。改めてその点についてお考えをお伺いします。

学校保健課長

今後の状況がまだ全然分からない中ですので、教育委員会として協議をしていきたいと思

ます。

久保委員

お願いします。

そうしましたら、読書活動について1点だけ御提案というか、一緒に考えていきたいなと思っ
ていまして、というのは、私に妹がおりまして、めいっこが
いるのです。今、子どもが読み聞かせを聞くのが大好きで、
図書館に行っ
てはたくさん絵本を借りてくると。

他市の事例で、借りてきた絵本を通帳のように名前をず
っと記載していって、横に金額も累計で出てくるというよ
うな取組があるそうなのです。

そういったもの、読書手帳になるのか、その市では通帳
のようなデザインになっていて、要はただ手帳が一手帳が
どういうものか分かりませんが、累計をされていって金額
が積み上がっていくと。それが大変楽しみで、行くたびに
たくさん本を借りては、こんなにたくさん絵本を読んだの
だ、これぐらいの金額を子どもたちに使ってあげられたの
だというふうに、大変評判がいいというような話があり
ました。

今後、私も議員として、会派の皆さんとも協力して検
討していきたいと思っ
ていますので、この点について、教育委員会としても、でき

る範囲の調査・研究をしていただきたいと思
います。せっかくですので、調査・研究に向
けて事務局長から一言お願いします。

教育委員会事務局長 今ほど委員がおっしゃったのは、恐らく通帳
と呼んでいるものだと思います。
目に見える形で、これだけ読んだのだという
ことで、確かに読書好きの子どもたちにとっ
ては励みになるものだと思いますので、今後
そのようなことがどのように続けていけるの
か、また勉強をさせていただきたいと思いま
す。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ
ます。
次に、教育委員会所管分で、議案及びただい
まの報告以外に何か質問はありませんか。

横野委員 いまだに雨漏りが直っていない学校があるの
です。原因が分からないとばかり言ってずっ
と逃げていて、結局職員室の前の廊下の天井
に、この換気扇の倍ほどの大きさのカビが生
えて、その状態がずっと続いているのです。
これは、原因が分からないのではなくて、真
剣に原因を探そうという気がないのかとい
うことですね。

学校施設課での対応なのか、教育行政センターに言っても、なかなか、今は予算がないからとばかり言っているのです。子どもたちからすると、職員室の前の廊下で絶えず雨漏りが見える姿というのは、富山市にはこれを直すお金もないというイメージにもなるので、やはりそういった点については早急な対応をしてほしいのです。

先般、避難指示が出たときに古里小学校の体育館に行くと、体育館が雨漏りしていました。すぐに教育委員会に電話をして、どうなっているか見に来ていただきました。

そういう状況の中で、雨漏りを直しましたという報告は聞いたのですけれども、今言っている中学校などへは全然直しに来ないのです。併せてもう一つ、蛍光灯などそういうものについては、暗いのだけけれども、もうこの品物は作っていませんので、どこかの学校で使わなくなったときにそれを持ってきて充てますと言って、学校施設課が逃げておられるのか教育行政センターが逃げておられるのか分かりませんが、実際、子どもたちが通る通路が暗いのですよ。窓があまりないところなのです。そういったところの蛍光灯ぐらいはすぐに直していただく—そんなお金もないのか、こんな大きな予算を持っていて、それぐらい

できないのかということ在地元からも非常によく言われるので、そういった点、施設に対してももう少し丁寧な扱いを、早く直すことを、事務局長から、ひとつまた指示してください。実を言うと、この場では本当は言いたくなかったのです。雨漏りして3年以上たっているのですよ。直さない、直せないのですよ。そのことを重々考えてもらわないと、これは申し訳ないけれども、3年が4年、5年となるような問題ではないと思うので、その辺り、検討をしていただきたいのです。

教育委員会事務局長

蛍光灯を取り替える金もないのかとか言われると、私も寂しい思いがありますので、具体的な、ここがこうなのだという状況をまたしっかり聞かせていただいた上で、必要な指示をしてまいりたいと思っています。

久保委員

先日、企画管理部所管分の補正予算を審査したときに、オーバード・ホールの25周年事業のための基金積立ての予算を承認しました。企画管理部では、オリジナルのミュージカルを作って上演をしてというようなことを提案されていたのですが、私のほうから企画管理部に対して、市民に愛される、市民のシンボルとなるような、オーバード・ホールの25

周年に向けて、各中学校でやっている合唱コンクール、各学校の、例えば3年生でもいいですけれども、最優秀クラスを集めて、25周年事業として、オーバード・ホールで市の合唱コンクールをしてみてもどうかというような提案をさせていただきました。

そこで確認をしたいのですが、現状、富山市内の中学校における合唱コンクールの状況についてお伺いします。

学校教育課長 富山市26中学校のうちで、24校が合唱コンクールを実施しております。

久保委員 私の母校は堀川中学校で、当時12クラスあった学年でした。まず担任の目の色が変わって、何としても学年で最優秀を取るのだということで、みんな必死になるのですね。特に、最近、学校の報告を聞いていても、受賞の瞬間の盛り上がっている様子なども写真などで見せていただいて、子どもたちにとっては合唱コンクールというのが大変楽しい学校行事になっているのだらうと思います。

今、市内の26中学校中24校ということで、この提案を会派の控室でしたら、速星が地元の議員が、「絶対堀川だけには負けん」とか、やはりこういう話が出てくるわけですね。

親御さんにしても、おじいちゃん、おばあちゃんにしても、オーバード・ホールに見に行くと、子どもたちが歌を歌っている、友達が歌を歌っている、そういうことを通じてオーバード・ホールの25周年事業—この企画をぜひ実現できるように、企画管理部と何かしらの検討をしていただきたいと思います、教育委員会としての考え方をお伺いします。

学校教育課長 優秀な成績を修めた子どもたちというか学級が、オーバード・ホールのようなすてきな舞台上で歌を披露するというのは、効果としては自己有用感が高まるとか、A中学校とB中学校との交流が深まるとか、1つの学校においても、最優秀賞を取ればオーバード・ホールに出場できるというような競い合いというのが生まれてくるので大変効果的かと思います。一方で、デメリットとして、全ての学校に合唱コンクールがあって、全ての学校で最優秀学級が成立するのであれば、それは公平性が保たれるのですが、今、2校ではやっておりません。それは人数が少ないからということと、単級で、小規模校であるということからなのですが、また、貸切りバスでの移動ということで予算面でも課題があります。富山市教育委員会では、毎年10月末にオー

バード・ホールを使って富山市中文祭というものを行っております。ここでは、1年に13の学校がステージで歌を披露することができます。つまり、2年に1回、オーバード・ホールのステージに立って一ある学校からは最優秀賞の学級が出ますし、ある学校からは3年生が出ますし、ある学校からは合唱部が出場します。このような機会を継続して行っていることから、先ほどのメリットの一部は生かせるのではないかと思います。ただ、委員御指摘のように、もし他部局からこのような依頼とか提案があったら、また検討させていただきたいと思っております。

久保委員

事務局長にお伺いします。

たくさん乗り越えるべき障壁、ハードルがあると思いますし、この後、各学校の中のことですとかスケジュールのこととか、いろいろなものが成立しないと、これが開催できるとは思えませんが、ぜひ内部で実現する方法を積極的に検討して、しっかりと部局横断で一度検討していただくと。

その結果ができないということであれば、それは仕方がないと思いますので、この提案をぜひとも教育委員会として真摯に受け止めていただいて、協議をしていただきたいと思

ますが、事務局長の御見解を改めてお伺いします。

教育委員会事務局長 合唱コンクールありきではなくて、合唱コンクールを行うことによって、子どもたちがどう育つかという観点から、他部局との連携ということも含めてしっかり勉強させていただきたいと思っています。

舎川委員 今日堀沢所長も来ておられますから、安田城跡のことで二、三点お聞きしたいなと思っております。

安田城跡歴史の広場再整備事業については、先ほどの分科会で説明があったのですが、また別の視点から。

文化財保護行政というのは、私も大変興味を持って見ておりますけれども、保存と活用というのは非常に重要なキーワードで、富山市の教育大綱にも文化財の保存というのはしっかり出ております。

保存、管理は、文化財の本質的な価値を尊重して、法令として厳格にやらないといけないという一方で、活用については、学校教育などいろいろな関連してやっていってはどうかなと、学校教育とか社会教育に展開していくことはすごく重要だというふうに思っ

ております。

現在、安田城跡で学校教育と連動して、子どもたちに歴史やその地域の文化ということを教える、そういうような取組というのはあるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

埋蔵文化財センター所長 今、委員御質問の件でございますけれども、安田城跡につきましては、夏休みの時期に小学校の4年生から6年生の子どもを募集しまして、夏休み期間中に安田城に集まっていたいております。現地では、小学校の先生に講師をお願いをして、フィールドワークをして現地を見ていただいて、その後にレポートを作ってくださいという行事を、少し今うろ覚えなのですが、多分今年で5年目ぐらい—5年前からそういった事業をしております。

必ずしも地元の子どもたちだけではないものですから、子どもたちに現地に来ていただいて、今おっしゃったような安田城の価値ですとか、イメージや雰囲気というものを知っていただくといった事業は進めてはおります。

舎川委員 昭和56年でしたか、婦中町のとくに国の史跡として指定されていたかなというふうに…
…。すみません、私も少しうろ覚えです。

今回の議案説明資料には、開場から26年経過してとありますけれども、来年、国の史跡に指定されて、ちょうど40年を迎えるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

埋蔵文化財センター所長 今の御質問ですけれども、委員おっしゃるとおり、令和3年度に史跡指定から40周年を迎えます。

舎川委員 国の史跡でもありますし、富山市としてもぜひ来年、何か教育と絡めて、地域の歴史教育という面でも一それこそシビックプライドで、将来その子が富山はこういうところなのだということをアピールしていくときにはすごく重要かなと思いますので、来年、何か考えていただけないかということについては、いかがでしょうか。やってはどうかと思いますけれども。

埋蔵文化財センター所長 令和3年度はそういった節目の年を迎える年でございますけれども一この場でどうお答えしていいのかは分かりませんが、節目ということでもありますので、そういったことも考えていく必要性はあるかと思います。ただ、先ほどの分科会で申し上げましたように広場の再整備が、順調にいけば工事に取り

かかっていく時期になるものですから、そういった工事をしている中で危険が生じるなど、工事とイベントが並行する可能性があるものですから、少し安全性も確保しながら、また少し検討はさせていただきたいと思います。

舎川委員 安田城跡の中に、うちの会派の大先輩の議員が整備された看板もあります。それは今回の再整備計画には入っていないと思うので一もしかしたらいつか文化財に指定されるかもしれないので、そこも大切にしておいてほしいなというふうに思います。

村石委員 先ほどの分科会で聞けばよかったですけれども、学校司書の配置についてお伺いします。私の記憶では、なかなか欠員が埋まらない状況が続いているのかなという具合に思います。今現在の司書の人数、そしてまた、4月1日以降の任用を希望すると答えた人が何人、また新たに募集したことによって、学校司書として新たに配置される人もいると思うのですが、どのような人数になっているのかお聞かせください。

学校教育課長 現在の動向ということで、現時点では3名の欠員となっております。54名のところ51

名というところでは。

令和2年3月末の退職者は5名おります。4月の新規採用においては、6名を予定しております。

現段階における4月1日時点では、今のところ2名の欠員となる見込みです。

村石委員

今ほど、新規に6名任用する予定でも、4月1日では2名の欠員になるということをおっしゃいましたけれども、やはりこの2名については、できるだけ早く一なぜかということ、年度の初めというのは、学校司書にとっては多くの仕事がある期間なのです。

そういう意味では、欠員2名について早急に採用する努力をすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

委員御指摘のとおり、4月は学校が変わるときなので業務も増えてきております。その中で2名欠員というのは、学校にも本当に御迷惑をおかけしているところですが、引き続きハローワークで募集、場合によっては市の広報での募集ということを考えております。

村石委員

今言われたように、市の広報も使うことも必要ですし、あるいは、何年間か学校司書とし

て、以前に勤めておられて一旦退職している、そういうような方が分ければ、再度お願いしてみる。

なぜかという、その方が勤めていたときには期末手当がありませんでした。今年4月以降は期末手当が支給されるということになったので、ぜひまた考えていただけないですかと聞くことも必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 待遇面についても考えながら増やしていきたいと思っております。

赤星委員 小・中学校の生徒の名簿について伺いたいと思います。
今、男女分けの名簿ではなくて男女混合名簿を採用するところが増えていると聞いておりまして、県内でいいますと一県から資料を頂きました平成30年度で小学校99.5%、中学校は39.5%となっているそうです。富山市内の小学校と中学校では、名簿はどのようになっているのでしょうか。

学校教育課長 今年度ですが、小学校では65校全てにおいて男女混合名簿を使っております。中学校では3校が男女混合名簿、23校が男女別名簿

を使用しております。

赤星委員 中学校がまだ男女別名簿の使用が多いということですがけれども、習慣として男子が先、女子が後というふうになっていると思うのですね。これが、何事も男性が優先で女子は後回しというようなジェンダーの刷込みにつながるのではないかという指摘の声も上がっております。

やはり富山市の中学校でも、積極的に男女混合名簿を採用していくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 確かに小学校に比べると、中学校では混合名簿の使用率が非常に低いところもあるのですが、中学校は、授業によっては男子だけで行う授業、女子だけで行う授業があります。それは教科の特性もありまして、そのほうが効果的という考えで一保健体育の授業ですが、その際には、出席簿の扱いもありまして、男女別の名簿を作らざるを得ません。

男子が上とか女子が上というよりも、男子の名簿、女子の名簿という扱いを中学校ではしております。

赤星委員 ジェンダー平等という観点から、先日、富山

県議会で火爪議員が質問したときの県教委の答弁なのですけれども、男女混合名簿の採用や制服については、これは学校を取り巻く社会環境や時代の変化、そして生徒の実情等を十分に考慮いたしまして、必要に応じて見直しを検討していくことが望ましいと考えておりますと回答しておられました。さらに県教委としては、今後とも各学校長に対しまして、性的マイノリティーの子どもへの配慮を含め、SDGsの目標となっておりますジェンダー平等の理解が深まるよう指導助言してまいりたいと思っておりますと答弁されております。富山市もこういった考え方において一男女別の名簿が必要なときはあります。それはそのときにその名簿を使った方がいいので、基本的には混合名簿に変えていくべきではないでしょうか。

学校教育課長 小学校も中学校もそうなのですけれども、男女混合名簿も使いながら、男女別の名簿、例えば小学校でも、混合名簿と申し上げましたが、健康診断の際には男女別の名簿を作成しなければいけないので、そのようにして一男尊女卑というか、そういう考えでは全くなくて、臨機応変、ケース・バイ・ケースで使っていきたいと考えております。

赤星委員 よく小学校の発表などで、「僕たち、私たちは」と呼びかけしますよね。あれも「僕たち」が先で「私たち」が後で、あれっと思って、それはどこでも今はそうなのではないでしょうか。

学校教育課長 全ての学校を調べたわけではないのですが、一般的に「僕たち、私たち」で呼びかけが始まるということではありません。それから、授業においては、男子も女子も教員は「何々さん」と呼ぶのが今は一般的です。

赤星委員 先日、本会議で制服の問題を質問しました。その中で、体操服について、小学校などで男女別で色が分けられている、そういうところもあるのでしょうか。

学校教育課長 全ての学校の情報を把握したわけではありませんが、私たちが学校訪問をした際の保健体育であるとか体育の授業の際には、男子も女子も、半袖だろうが長袖だろうが、同じ体操服を着用しております。

赤星委員 SDGsの目標の1つでもありますジェンダー平等を学校の現場でも進めていただきたいと思います。

村石委員 学校教育課長には、あと1項目だけ質問させてください。

実は私も知らなかったのですが、文部科学省のほうから「小学生のための放射線副読本」というものが発行されていて、それを小学校の子どもたちに配るようになっているということを経験で知ったのですけれども、富山市教育委員会としては、この「小学生のための放射線副読本」については、どのように取り扱っておられるのでしょうか。

学校教育課長 この「小学生のための放射線副読本」とか「中学生・高校生のための放射線副読本」というのは、副読本という形なので、必ず使うべきものではありません。各学校の実情に応じて使用するというふうに考えております。

村石委員 各学校で使うということをおっしゃったのですけれども、子どもたちに配付をしているかどうかということについてはどうでしょうか。

学校教育課長 配付をしております。

村石委員 そうしたら、学校教育課長のほうでは、どのように使われているかまでは、教育委員会と

しては把握されていないということによろしいのでしょうか。

学校教育課長 副読本に関しては1学期に調査がありますので、その調査の中で、小学校の65校中27校、それから中学校では26校中8校が、授業であるとか、学級活動の時間であるとか、帰りの会であるとかというところで使用したと報告を受けております。

どのように使っているかということで、全てに調査をかけたわけではないのですけれども、幾つかの使った学校の回答では、道徳の時間で、原子力発電所の事故による風評被害、いじめ、差別についての学習—この本の中には、福島県のサッカーチームの子どもが他県の子どもと試合をしたと。そのときに、福島県の子から投げられたボールを相手チームが、「おまえら放射能だろう」と。「帰れ」とか「触るな」みたいな、ちょっと文面は忘れたのですけれども、そのような差別的な用語を使ったと。それで福島県の子が大変傷ついたと。それらを使って、風評被害、いじめ、そのようなことをしてはいけないというようなことで使っているということ。

もう1つは、災害に遭ったときの対応というものが書かれておりました。

私が問い合わせた学校では、この2つのどちらかで使っているということを聞いております。

村石委員 最後にしますけれども、この内容については、例えば、農林水産省や環境省の内容と違うところがあったりするというような批判もあるということは認識しておられるのでしょうか。

学校教育課長 その部分についてはいろいろな一私も読ませていただきましたが、放射能漏れを軽んじているような受け止め方もしかねないなというような表現が一部にはありますが、全体を読み通した中では、やはりそれが趣旨ではなくて、風評被害やいじめ、小学生や中学生の子どもたちの人間関係であるとか防災というところを中心に、今の富山市の小・中学校では利用していると認識しております。

赤星委員 中学校を卒業した後の進路についてなのですが、けれども、高校への進学率は今何%か、それから、中学校を卒業して就職する人はどのぐらいいるのか、お答えいただけますでしょうか。

学校教育課長 これは私たちが作った資料ではないのですけ

れども、富山県教育委員会の県立学校課が出しております進路の調査結果によると、現在、高校進学率は99.2%です。一方、3月に卒業する生徒の就職者数は20名で、その就職率は0.2%となっております。

赤星委員

ほとんどの方が高校進学という状況ですね。ところで、ちょっと調べ物をしていましたら、1999年の9月に—当時は文部省ですね—文部大臣の諮問機関である中央教育審議会は、高校入試の合否判定に当たり、合格には一定の成績や適性が必要とする適格者主義の考え方を撤廃する方針を固めた。当時で進学率が97%に達する中、高校を事実上全ての国民が学べる機関と捉え、学ぶ意欲があれば高校に入学できるように都道府県教育委員会や高校に徹底する方向と、こういう報道、記事が出てまいりました。

この方針というのは、その後どうなったのか。また、この方針に沿って、富山県教育委員会としてどのような取組をなさっているのか、教えてください。

学校教育課長

高校の合格不合格を含めて、高校入試を所管しているのは富山県教育委員会の県立学校課であります。

ですから、委員のお話に対して、富山市教育委員会としてはお答えしかねるところです。

ただ、富山市の中学校の現場としては、子どもたちには高校進学というものが1つあります。それから、専門学校への進学というものもあります。もちろん就職だって、決して悪いことではなくて、1つの進路としては大事なことと考えています。

それぞれ一人一人の思いや適性を大事にして、中学校現場では一人一人に合った進路指導ということを心がけています。

村石委員

大項目で最後にします。

生涯学習課にお聞きしますが、各地区センターには公民館が併設されています。その公民館には公民館主事という人が配置されています。富山地域では、今年4月からは勤務時間も少し長くなるということです。

私が教えてもらったところでは、公民館主事は、市民課の仕事をする併任辞令をもらっている。それだけではなくて、おでかけ定期券—活力都市創造部の所管事務になると思うのですけれども—それも窓口で手続きすることもあるということが分かりました。

それで、実態なのですから、私が思うに

は、まず正規職員の窓口職員が配置されています。それから、地区センターの所長もそういう仕事ができるということになっています。したがって、公民館主事については、専任の窓口の職員が休む、地区センターの所長も休む、だけれども、住民の人が戸籍のこととか、中には離婚届もありますし、そういうことを受け付けなければいけない。窓口は開いていますからね。

そういうようなことで、最後に公民館主事の人に対応しているのではないかと思うのですが、けれども、実態としてはまだいろいろあると思うのですが、どのように把握しておられるでしょうか。

生涯学習課長 各館の状態とか、その人員によって違うと思うのです。やはり海岸部から市街地もあり、山間地もありまして、例えばすごく込み入った時期、年度末などにおきましては窓口が混んでいますので、職員がかかりっきりになる、例えば電話中であれば公民館主事が率先して窓口に出る場合もあるかと思えます。また、自治振興会との打合せで館長が不在の場合は、その場に応じた形で誰かが対応することとなっております。

委員からのお話にありましたように、確かに

公民館主事には市長部局の併任辞令が出ております。館として考えた場合、公民館と地区センターが、二枚看板ですけれども同じスタッフでやっておりますので、市民サービスがしっかり行えるように、そういったような形で、総ぐるみの職員で対応するような形になっております。

村石委員

課長の言われていることは、概ねそのような形だと思っておりますけれども、ただ、窓口の職員やセンター長がいる場合は、そちらが主にやって、どうしても混んでくれば、公民館主事も仕事を手伝うというようなことも当然あると思っております。

市民課の仕事をしてても手当は支給しないと、併任辞令にはこう書いてあるのですね。

これはまれにしかないケースだと思っておりますけれども、例えば窓口職員も事情があっていない、センターの所長もいない、午後5時15分まで窓口を開けておかなければいけない。だけど、公民館主事の勤務時間があるのですよね。それを超えて、いわゆる時間外勤務をして、窓口にも誰も来なくてもいなければいけないケースもあるのです。

こういった場合は、辞令どおりにいくと手当が払えないようなことになるのですけれども、

臨機応変に手当を払っているのかどうか、お教えてください。

生涯学習課長 例えば、貸し館の受付とか公民館事務での対応時間は超過勤務手当の対象としております。無給ではございません。お支払いしております。

赤星委員 公民館の件で、先ほど質問しかけた問題ですけれども、最後の耐震性が足りない船峯公民館の改築の見通しと、その先はどうなっていくのか。例えば、人口比で極端に床面積が少ないところですか老朽化度を見て、どのように改築に取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

生涯学習課長 船峯公民館につきましては、令和元年度に実施設計まで終えております。実施設計を終えている館というのは、船峯公民館だけでございます。

あとは、何年度の予算に盛り込むことができるかにつきましては、その年度の議会にお諮り申し上げて、相談申し上げて決まっていくことというふうに認識しております。

その他の公民館につきましては、今後どのように整理していくか、複合化の方向ですとか

公共施設マネジメントプランですか、いろいろなプランがありますので、そういったものを総合的に勘案しながら、これから整理してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、教育委員会所管分を終了いたします。

午後 5時06分 休憩

~~~~~

午後 5時35分 再開

委員長           これより、総務文教委員会財務部及び出納課所管分に入ります。  
富山市市税条例の一部改正（案）について、富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（案）について、  
以上2件を一括して、順次、当局から報告を求めます。

納税課長       〔富山市市税条例の一部改正（案）について、委員会資料により説明〕

資産税課長     〔富山市地方活力向上地域における固定資産

税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（案）について、  
委員会資料により説明]

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員 委員会資料1ページの富山市市税条例の一部改正についてですけれども、固定資産で、この持ち主、登録されている方が死亡している場合、そのままになっているものがいっぱいあると思うのですね。相続するとき結構な費用とか手間がかかるのでそのままにしている場合が多いと思うのですけれども、改正に伴って、手続の簡素化ですとか負担の軽減ですとか、同時に何か行われる措置というのはあるのでしょうか。

資産税課長 負担軽減とか事務、要するに相続手続ということについては特に把握しておりませんが、固定資産税につきましては、今ここにありますように、相続登記されなくても、この届けを出していただくことで課税のほうはさせてもらうということになっておりまして、相続の手続については把握しておりません。

赤星委員 4月1日施行期日となっておりますが、猶予期間というのは設けられているのでしょうか。

資産税課長 4月1日以降に死亡を一自分が相続しなければいけないということを知った人がこちらの条例に該当してくるということになりますので、猶予といいますか、4月1日以前の方は、厳密に言うところこちらに該当してこないこととなりますが、4月1日以降は一応形上そういうことでお願いすると。

ただ、以前からも、そういう方には現所有者届というものを依頼しておりますので、事務的には同じようなことになってきます。ただ、4月1日以降のこちらからお送りする依頼文書等には、義務になりましたよということをお知らせするということになるかと思えます。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。次に、財務部及び出納課所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

村石委員 大項目で1点だけ。

市民税課長にお伺いしますけれども、確定申告が1か月間、先に延びてしまったことについて、どういった影響があるのかということをお聞きしたいのですけれども、1つには3月17日までの相談件数は、どうだったのでしょうか。例年と比べて多かったとか少なかったとか、大体でいいです、数字までなくても。

市民税課長 今年度の確定申告の受付件数につきましては、昨年に比べると概ね9割程度ということをございまして、やはりコロナウイルスの影響もあって、少し来られる方は少なかったかなと思っております。

村石委員 今ほど、9割ぐらいが3月17日までに来られたということで、あと1割の方が、例えば仮定ですけれども、来月の16日までの間に来られる可能性があるということで、職員を配置しなければいけない。それは人数は減るかもしれませんがけれども、そうなると、通常の職員の業務に影響があるというようなことはないのでしょうか。

市民税課長 新聞にも出ておりましたけれども、確定申告が4月16日まで延びるということをござい

ます。市町村では概ね一総務省のほうからは適切に運用してほしいという通知もあったのですけれども、市町村では、申告時期を延長してまでということは事務上なかなか難しいものですから、確定申告については税務署にお願いをいたしまして、市民税申告というものにつきましては随時受付するということで、これは今年に限ったことではなくて、例年そういった取扱いでやっております。そのようなことから、特に職員が負担になるということとは、今のところ想定しておりません。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会財務部及び出納課所管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和2年3月定例会の総務文

教委員会を閉会いたします。

令和2年3月定例会  
総務文教委員会記録署名

委員長 高道秋彦

署名委員 上野 蛍

署名委員 成田光雄